

2022年5月26日

各 位

会 社 名 データセクション株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 CEO 林 健 人  
(コード番号：3905 東証グロース)  
問い合わせ先 取締役 CFO 望 月 俊 男  
TEL. 03-6427-2565  
050-3649-4858

**退任取締役に対する退職慰労金としての新株予約権に関する  
報酬額及び内容に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、退任取締役に対する退職慰労金としての新株予約権に関する報酬額及び内容について、2022年6月28日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

取締役望月俊男氏は、2022年6月28日開催予定の定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任されます。望月俊男氏は、2013年3月に当社に経営管理部長として入社し、2014年6月に取締役CFOに就任して以降、当社株式の東京証券取引所マザーズ市場への株式上場、その後の買収や資本業務提携等のM&Aの実行にCFOの立場から尽力してまいりました。特に直近では当社グループの今後の成長の柱の一つとなる海外子会社の買収実現に尽力するなど、当社グループの着実な成長に多大な貢献をしております。このような取締役としての8年間にわたる在任中の功労に報いるため、上限を2,000万円として退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。当該退職慰労金については金銭で支給するのではなく、当該報酬請求権と以下の内容の新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺して、新株予約権を発行いたします。

退職慰労金の具体的な金額、新株予約権の発行の時期及び手続等につきましては、2022年6月28日開催予定の定時株主総会での承認を前提に、別途取締役会で決定する予定です。

退職慰労金については、当社の業績及び企業価値の向上に尽力し、取締役としての職務を適切に遂行したため贈呈するものであり、またその方法も当社の資金繰りに影響を与えない手法で行うものであり、相当であると判断しております。

## 2. 退任取締役の略歴

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴
<p>望月 俊男 (1971年9月1日)</p>	<p>1999年10月 朝日監査法人 (現 有限責任あずさ監査法人) 入所</p> <p>2003年5月 公認会計士 登録</p> <p>2013年3月 当社 入社 経営管理部長</p> <p>2014年6月 当社 取締役 CFO 就任</p> <p>2017年6月 ソリッドインテリジェンス株式会社 監査役 就任</p> <p>2018年1月 株式会社ディーエスエス 取締役 就任</p> <p>2020年6月 ソリッドインテリジェンス株式会社 取締役 就任</p>

## 3. 発行する新株予約権の具体的な内容

### (1) 新株予約権の数

発行する新株予約権の上限は、666個とする。

### (2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

### (3) 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正価額とする。ただし、当社は新株予約権の割当てを受ける者に対し、新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
新株予約権 1 個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。  
行使価額は、金 1 円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
割当日から割当日後 1 ヶ月を経過する日までの範囲内で、取締役会が決定する期間とする。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
- (7) 新株予約権の行使の条件
- ① 新株予約権者は、上記（5）の期間内において、当社取締役の地位を喪失した日または新株予約権の割当てを受けた日のいずれか遅い日の翌日から 10 日（10 日目が休日に当たる場合には前営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。
  - ② その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定する。
- (8) 新株予約権の取得に関する事項
- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
  - ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（7）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。
  - ③ その他の新株予約権の取得に関する事項は、取締役会決議により決定する。
- (9) その他の新株予約権の募集事項  
その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以上